

公益財団法人ソーシャルサービス協会  
第12回評議員会 議事録 (電子媒体による)

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案：「ITセンターの住所変更につき定款第2条2項を変更する」

ITセンターの事務所を岐阜県から愛知県に移す。

現住所：岐阜県岐阜市六条北四丁目7番地7号

↓

新住所：愛知県名古屋市中区錦二丁目8番26号 宮井ビル7階

2. 新規登記日

2017年11月1日付

3. 1の事項の提案をした理由

理由：岐阜での業務が皆無になり、実態は主に名古屋での業務になっている。  
両方で事務所賃貸料を支払うのは無駄と考え、岐阜の事業所を閉じて  
名古屋へ移す。

4. 評議員会の決議があったものとみなされた日

2017年10月18日

5. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 濱田 茂

なお、各評議員の同意書の書面は、別紙のとおり。

以上のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項及び定款第23条の規定にもとづく提案について、評議員全員が書面により同意の意思を表示し、各監事が異議を述べなかつたため、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するために本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が次に署名捺印する。

2017年10月18日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

代表理事 神田 豊和 印

理事 濱田 茂 印